

市区町村別集計項目(推進体制等)

沖縄県	
市区町村数	41

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有		無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						17	16	17				21				
47	201	那覇市	平和交流・男女参画課	1	2	1	1	那覇市男女共同参画推進条例	2005年3月30日	2005年4月1日	0	第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)	2019年12月 ~ 2028年3月	1	1	
47	205	宜野湾市	市民協働推進課	1	2	1	1	宜野湾市男女共同参画推進条例	2021年3月26日	2021年7月1日	0	第3次宜野湾市男女共同参画計画 はごろもぶらん(改訂版)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
47	207	石垣市	平和協働推進課	1	2	1	1	石垣市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年6月1日	0	第3次石垣市男女共同参画計画(改訂版)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
47	208	浦添市	市民協働・男女共同参画課	1	2	1	1	浦添市男女共同参画推進条例	2007年12月25日	2008年4月1日	0	第3次浦添市男女共同参画行動計画～てだこ女男プラン～	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
47	209	名護市	地域力推進課	1	2	1	1	名護市男女共同参画推進条例	2011年12月22日	2012年4月1日	0	第2次名護市男女共同参画計画あい・愛プラン	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1	
47	210	糸満市	企画開発部 秘書広報課	1	2	1	1	糸満市男女共同参画社会推進条例	2010年3月26日	2010年4月1日	0	第2次糸満市男女共同参画計画(後期計画)	2017年4月 ~ 2022年3月	0	1	
47	211	沖縄市	平和・男女共同課	1	1	1	1	沖縄市男女共同参画推進条例	2011年12月21日	2011年12月21日	0	第2次沖縄市男女共同参画計画(改訂版)～ひと・きらめきプラン～	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
47	212	豊見城市	市民部協働のまち推進課	1	2	1	1	豊見城市男女共同参画推進条例	2012年12月28日	2013年4月1日	0	第3次男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
47	213	うるま市	市民協働課	1	2	1	1	うるま市男女共同参画推進条例	2013年12月24日	2014年4月1日	0	第2次うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
47	214	宮古島市	企画政策部 働く女性の家	1	2	1	1	宮古島市男女共同参画推進条例	2018年3月29日	2018年4月1日	0	第3次宮古島市男女共同参画 ういずらプラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
47	215	南城市	まちづくり推進課	1	2	1	1	南城市男女共同参画推進条例	2016年9月23日	2016年11月1日	0	第2次南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～	2018年4月 ~ 2028年3月	1	0	
47	301	国頭村	総務課	1	2	0	0				0	第4次国頭村総合計画	2012年4月 ~ 2022年3月	0	0	
47	302	大宜味村	総務課	1	2	0	0				0					0
47	303	東村	総務財政課	1	2	0	0				0					0
47	306	今帰仁村	総務課	1	2	1	0				0					0
47	308	本部町	総務課	1	2	0	0				2	第4次本部町総合計画	2016年3月 ~ 2025年3月	0	0	
47	311	恩納村	総務課	1	2	0	0	恩納村男女共同参画推進条例	2018年3月23日	2018年3月23日	0					1
47	313	宜野座村	総務課	1	2	1	1	宜野座村男女共同参画推進条例	2009年3月30日	2009年4月1日	0					1
47	314	金武町	総務課	1	2	0	0				2					1
47	315	伊江村	総務課	1	1	0	0				0					0
47	324	読谷村	企画政策課	1	2	1	1				0	第2次読谷村男女共同参画計画	2013年4月 ~ 2022年3月	0	1	
47	325	嘉手納町	企画財政課	1	2	0	0				0					1
47	326	北谷町	町長室	1	2	1	1	北谷町男女共同参画推進条例	2016年3月31日	2016年4月1日	0	第二次北谷町男女共同参画推進計画((改訂版)～ちゃたんハーモニープラン～	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1	
47	327	北中城村	総務課	1	2	0	0				0					0
47	328	中城村	総務課	1	2	0	0				0	中城村第四次総合計画	2017年4月 ~ 2022年3月	0	0	
47	329	西原町	総務部 企画財政課	1	2	1	1	西原町男女共同参画推進条例	2012年3月29日	2012年4月1日	0	さわふじプラン(第三次西原町男女共同参画計画)	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
47	348	与那原町	総務課	1	1	0	0				0					0
47	350	南風原町	企画財政課	1	2	1	1				1	第二次南風原町男女共同参画計画	2012年4月 ~ 2022年3月	0	1	
47	353	渡嘉敷村	総務課	1	2	0	0				2	渡嘉敷村第4次総合計画	2013年4月 ~ 2023年3月	0	0	
47	354	座間味村	住民課	1	2	0	0				0					0
47	355	粟国村	総務課	1	2	0	0				2					0
47	356	渡名喜村	総務課	1	2	0	0				0					0
47	357	南大東村	総務課	1	2	0	0				0					0
47	358	北大東村	総務課	1	2	0	0				2					0
47	359	伊平屋村	総務課	1	2	0	0				0					0



都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			6						3	3	5	1	0	6	0	0	
47	201	那覇市	なは女性センター	なは女性センター	900-0004	沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ1階 Aコア	098-951-3203	098-951-3204	<a href="http://www.city.naha.okinawa.jp/shisetsu/exchange/heiwa.html">http://www.city.naha.okinawa.jp/shisetsu/exchange/heiwa.html</a>		○	○			○		
47	205	宜野湾市	宜野湾市人材育成交流センターめぶき	めぶき	901-2213	宜野湾市志真志一丁目15番22号	098-896-1215	098-896-1219	<a href="https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/kikaku/3/mebuki/index.html">https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/kikaku/3/mebuki/index.html</a>	○		○			○		
47	205	宜野湾市	宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく	ふくふく	901-2213	宜野湾市志真志一丁目15番22-2号	098-896-1616	098-896-1219	<a href="https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/kikaku/3/fukufuku/index.html">https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/kikaku/3/fukufuku/index.html</a>	○		○			○		
47	207	石垣市															
47	208	浦添市	浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター	浦添市ハーモニーセンター	901-2114	沖縄県浦添市安波茶2丁目3番5号	098-874-5711	098-874-5890	<a href="http://www.city.urasoe.lg.jp">http://www.city.urasoe.lg.jp</a>	○		○			○		
47	209	名護市															
47	210	糸満市															
47	211	沖縄市	沖縄市男女共同参画センター		904-0003	沖縄市住吉1-14-29 3階	098-937-0170	098-937-0175	<a href="https://www.city.okinawa.okinawa.jp">https://www.city.okinawa.okinawa.jp</a>		○	○			○		
47	212	豊見城市															
47	213	うるま市	うるま市男女共同参画センター		904-2214	うるま市安慶名一丁目8番1号 うるみん3階	098-973-8927	098-974-4040	<a href="https://www.city.uruma.lg.jp">https://www.city.uruma.lg.jp</a>		○		○		○		
47	214	宮古島市															
47	215	南城市															
47	301	国頭村															
47	302	大宜味村															
47	303	東村															
47	306	今帰仁村															
47	308	本部町															
47	311	恩納村															
47	313	宜野座村															
47	314	金武町															
47	315	伊江村															
47	324	読谷村															
47	325	嘉手納町															
47	326	北谷町															
47	327	北中城村															
47	328	中城村															
47	329	西原町															
47	348	与那原町															
47	350	南風原町															
47	353	渡嘉敷村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)																		
			名称	所在地等					施設 形態		管理・運営主体										
				愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理		事業運営							
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他				
47	354	座間味村																			
47	355	粟国村																			
47	356	渡名喜村																			
47	357	南大東村																			
47	358	北大東村																			
47	359	伊平屋村																			
47	360	伊是名村																			
47	361	久米島町																			
47	362	八重瀬町																			
47	375	多良間村																			
47	381	竹富町																			
47	382	与那国町																			

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

沖縄県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他		
			6							6	5	3	6	1	4	1	1	0	
47	201	那覇市	なは女性センター	1996年10月1日	3	7	2,531	○	○	○	○	○	○						那覇市パートナーシップ登録
47	205	宜野湾市	宜野湾市人材育成交流センターめぶき	2003年4月1日	0	4	9,557	○		○	○		○						
47	205	宜野湾市	宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく	2014年5月21日	0	0	6,397	○	○		○			○					
47	207	石垣市																	
47	208	浦添市	浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター	2018年4月1日	5	6	3,683	○	○		○								沖縄県女性の海外・国内セミナー参加者に対する補助事業
47	209	名護市																	
47	210	糸満市																	
47	211	沖縄市	沖縄市男女共同参画センター	2011年1月4日	2	1	3,132	○	○	○	○		○						
47	212	豊見城市																	
47	213	うるま市	うるま市男女共同参画センター	2017年4月1日	2	1	2,848	○	○		○		○		○				
47	214	宮古島市																	
47	215	南城市																	
47	301	国頭村																	
47	302	大宜味村																	
47	303	東村																	
47	306	今帰仁村																	
47	308	本部町																	
47	311	恩納村																	
47	313	宜野座村																	
47	314	金武町																	
47	315	伊江村																	
47	324	読谷村																	
47	325	嘉手納町																	
47	326	北谷町																	
47	327	北中城村																	
47	328	中城村																	
47	329	西原町																	
47	348	与那原町																	
47	350	南風原町																	
47	353	渡嘉敷村																	
47	354	座間味村																	
47	355	粟国村																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）														
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業								その他	
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・ 提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流		調査研究
47	356	渡名喜村															
47	357	南大東村															
47	358	北大東村															
47	359	伊平屋村															
47	360	伊是名村															
47	361	久米島町															
47	362	八重瀬町															
47	375	多良間村															
47	381	竹富町															
47	382	与那国町															

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				6		11	1	9.1	12	2	16.7	30	0	0.0	27	1	3.7	1,054	120	11.4
47	201	那覇市	1998年9月28日	なは男女共同参画都市宣言	1	1	100.0	2	0	0.0								151	16	10.6
47	205	宜野湾市	2010年1月30日	共に輝く「ねたて」の都市・ぎのわん 男女共同参画都市宣言	1	1	0.0	1	0	0.0								23	6	26.1
47	207	石垣市	2007年11月25日	みーどろん(女)とびぎどろん(男)でつむぐ男女共同参画都市一いしがき宣言	4	1	0.0	1	0	0.0								41	1	2.4
47	208	浦添市				1	0	0.0	1	1	100.0							41	4	9.8
47	209	名護市				1	0	0.0	1	0	0.0							55	1	1.8
47	210	糸満市				1	0	0.0	1	0	0.0							73	9	12.3
47	211	沖縄市				1	0	0.0	2	1	50.0							37	10	27.0
47	212	豊見城市	2014年2月9日	豊見城市男女共同参画都市宣言	2	1	0.0	1	0	0.0								48	2	4.2
47	213	うるま市	2013年1月26日	うるま市男女共同参画都市宣言	2	1	0.0	1	0	0.0								63	14	22.2
47	214	宮古島市				1	0	0.0	0	0								77	3	3.9
47	215	南城市	2017年2月5日	南城市男女共同参画都市宣言	1	1	0.0	1	0	0.0								71	7	9.9
47	301	国頭村										1	0	0.0	1	0	0.0	17	2	11.8
47	302	大宜味村										1	0	0.0	1	0	0.0	17	3	17.6
47	303	東村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	2	33.3
47	306	今帰仁村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	1	5.3
47	308	本部町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
47	311	恩納村										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
47	313	宜野座村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
47	314	金武町										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
47	315	伊江村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
47	324	読谷村										1	0	0.0	1	0	0.0	24	1	4.2
47	325	嘉手納町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	1	16.7
47	326	北谷町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	4	36.4
47	327	北中城村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	2	14.3
47	328	中城村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	8	38.1
47	329	西原町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	6	18.8
47	348	与那原町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
47	350	南風原町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	5	25.0
47	353	渡嘉敷村										1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
47	354	座間味村										1	0	0.0	1	1	100.0	5	2	40.0
47	355	粟国村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
47	356	渡名喜村										1	0	0.0	0	0		0	0	
47	357	南大東村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	1	16.7
47	358	北大東村										1	0	0.0	1	0	0.0	3	1	33.3
47	359	伊平屋村										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
47	360	伊是名村										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
47	361	久米島町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	2	6.5
47	362	八重瀬町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	4	11.8
47	375	多良間村										1	0	0.0	0	0		9	0	0.0
47	381	竹富町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	1	4.8
47	382	与那国町										1	0	0.0	0	0		5	0	0.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード		1	2021年4月1日	2	その他																																			
都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード													
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他										
	小計			618	500	5,988	1,867	31.2					659	558	6,719	2,007	29.9	194	102	900	150	16.7	265	17	6.4	463	38	8.2												
47	201	那覇市	男女いずれか一方の委員の割合が40%未満(委員総数が3人の場合は33.3%未満)にならないようにする		48	42	512	193	37.7	行政委員会、法律又は条例に基づき設置される附属機関、規則、要綱等に基づき設置される委員会等、その他各部又は課内に設置される検討会・研究会等	42	40	485	190	39.2	6	2	27	3	11.1	12	3	25.0	13	4	30.8	1													
47	205	宜野湾市	40~60	2025年3月	44	36	438	154	35.2	「法律」、「条例」により調停、審査、諮問または調査を行わせるため設置した附属機関や「規則」、「要綱」により設置された協議会等	44	36	438	154	35.2	4	2	13	3	23.1								1												
47	207	石垣市	35.0	2026年3月	38	35	466	125	26.8	条例、規則等により設置されている会議等	30	28	338	83	24.6	5	4	49	8	16.3								1												
47	208	浦添市	40.0	2022年3月	48	40	449	141	31.4	○地方自治法第180条の5に基づく行政委員会○地方自治法第202条の3に基づく附属機関○その他、市民又は学識経験者で構成され、市の事務事業について審査及び調査等を行うため、規程、要綱等により市長その他の執行機関に設置される審査会・委員会等(浦添市審議会等への女性委員の登用促進規程第2条に基づく)	43	36	410	133	32.4	4	3	12	4	33.3									1											
47	209	名護市	40.0	2024年3月	31	29	234	73	31.2	地方自治法(第202条の3、第180条の5)に基づく審議会等	26	25	196	68	34.7	5	4	38	5	13.2								1												
47	210	糸満市	30.0	2022年3月	23	19	240	66	27.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会	22	19	237	66	27.8	5	2	40	6	15.0				32	3	9.4	1		2	2021年2月1日			2	2021年2月1日						
47	211	沖縄市	35.0	2023年3月	56	48	648	191	29.5	法律または政令により設置されている審議会等。法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5)。条例・規則等により設置されている懇話会、会議等。要綱等により設置されている懇談会、会議等。	52	47	687	198	28.8	5	3	28	5	17.9				39	7	17.9	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日			1							
47	212	豊見城市	35.0	2028年4月	32	26	284	81	28.5	地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づく附属機関並びに同法第180条の5の規定に基づく委員会	27	23	263	76	28.9	5	3	21	5	23.8	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1											
47	213	うるま市	36.0	2024年3月	34	26	417	134	32.1	地方自治法第180条の3、第202条の3、法律・条例等により設置されている審議会等	34	26	417	134	32.1	5	2	46	5	10.9				33	6	18.2	1		1											
47	214	宮古島市	35.0	2022年3月	31	22	348	97	27.9	法令または条例規則の定めるところによる。	24	19	280	96	34.3	5	2	30	3	10.0				33	3	9.1	1		1											
47	215	南城市	35.0	2028年3月	37	34	376	127	33.8	地方自治法第180条の3、第202条の3、南城市条例、規則等により設置されている委員会	11	10	95	38	40.0	5	3	24	4	16.7								1		1										
47	301	国頭村								6	3	49	7	14.3	5	3	17	4	23.5	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1												
47	302	大宜味村								10	8	96	22	22.9	5	2	18	3	16.7	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1												
47	303	東村								3	3	21	3	14.3	5	3	19	5	26.3	10	1	10.0	11	1	9.1	1		1												
47	306	今帰仁村								11	10	112	32	28.6	5	4	21	5	23.8								1		1											
47	308	本部町								4	4	24	8	33.3	4	2	15	3	20.0								1		1											
47	311	原納村								17	11	142	21	14.8	5	2	28	3	10.7								2	2017年8月1日	2	2017年8月1日										
47	313	宜野座村	30.0	2021年3月	10	7	86	14	16.3	法律又は政令、村条例に基づき設置されている審議会等(任期切れを除く)	10	7	86	14	16.3	5	2	26	2	7.7	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1											
47	314	金武町								8	7	74	24	32.4	5	3	19	3	15.8	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1												
47	315	伊江村								12	10	108	16	14.8	4	3	18	3	16.7	17	1	5.9	18	1	5.6	1		1												
47	324	読谷村								23	20	238	73	30.7	4	2	21	2	9.5	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1												
47	325	嘉手納町								13	13	94	36	38.3	4	3	12	4	33.3									1		1										
47	326	北谷町	40.0	2022年3月	32	28	350	143	40.9	地方自治法第202条の3に基づくもののほか、町民または学識経験者で構成され、審査、調査等を行うため、規則、要綱等により設置される審査会や委員会等(地方自治法第180条の5に基づく委員等は除く)	23	20	210	100	47.6	4	3	13	4	30.8								1		1										
47	327	北中城村	37.0	2024年	49	27	300	126	42.0	村で定める各種審議会及び委員会等	9	9	81	38	46.9	5	3	21	4	19.0							2	2021年6月1日	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日								
47	328	中城村	35.0	2022年3月	9	6	94	11	11.7	村内で定める各種審議会等	9	6	95	11	11.6	4	1	15	2	13.3	21	1	4.8	22	1	4.5	1		1											
47	329	西原町	40.0	2023年3月	27	26	207	72	34.8	法律又は政令により設置されている審議会等や条例、規則等により設置されている懇話会、会議等	26	25	207	72	34.8	5	4	28	6	21.4								1		1										
47	348	与那原町	30.0	2024年3月	20	13	156	41	26.3	法律又は政令により設置されている審議会等及び条例等により設置されている懇話会、会議等	7	6	51	14	27.5	5	3	20	4	20.0								1		1										
47	350	南風原町	50.0	2021年	26	20	156	47	30.1	全ての審議会(任期切れを除く)	24	22	187	57	30.5	5	2	24	3	12.5							1		1											
47	353	渡嘉敷村								5	3	32	3	9.4	4	1	12	2	16.7	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1												
47	354	座間味村								0	0	0	0	0.0	5	2	16	2	12.5								1		1											
47	355	粟国村								4	2	28	2	7.1	4	1	14	2	14.3	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1												
47	356	渡名喜村								5	2	40	2	5.0	5	1	15	1	6.7	7	0	0.0	8	0	0.0	1		1												
47	357	南大東村								10	9	97	12	12.4	6	3	35	5	14.3	16	1	6.3	17	1	5.9	2	2021年7月30日	2	2021年7月30日	2	2021年7月30日									
47	358	北大東村								5	3	40	7	17.5	5	2	13	3	23.1	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1												
47	359	伊平島村								6	5	63	5	7.9	4	2	13	3	23.1							1		1												
47	360	伊是名村								4	3	33	9	27.3	5	2	18	3	16.7	16	3	18.8	17	3	17.6	1		1												
47	361	久米島町	40.0	2023年	10	8	119	16	13.4	町役場管理職及び議会議員、各審議会	8	7	85	14	16.5	3	3	23	6	26.1							1		1											
47	362	八重瀬町								13	9	126	23	18.3	5	2	22	3	13.6								1		1											
47	375	多良間村								7	6	47	12	25.5	5	2	19	2	10.5								1		1											
47	381	竹富町	30.0	2022年	13	8	108	15	13.9	法律または政令により設置されている審議会等のうち町で設定したもの	13	8	108	15	13.9	5	3	15	4	26.7							1		1											









都 道 区	市 区	市 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はいつ制定されたか。」	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			永清市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を確保するため、永清市議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、一般職に属する職員に適用する。ただし、職務及び非常勤の職員を除く。 (旧姓使用の申出) 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用申出書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者へ申出なければならない。 (承認の通知) 第4条 任命権者は、前条の申出書の提出があった場合、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員にすみやかに通知するものとする。 2 任命権者は、前項の通知に併せて、旧姓使用台帳(様式第3号)に内容を記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用のできる文書等) 第6条 旧姓使用のできる文書、名札その他氏の記載を要するもの(以下「文書等」という。)の基及び旧姓使用のできる文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。 (職員の義務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、市民及び職場内において誤解や混乱を生じさせないよう努めなければならない。 (雑則) 第8条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	永清市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1
			沖崎市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認等) 第4条 市長は、前条の届出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、旧姓の使用を承認しないことができる。 2 市長は前項の決定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、その旨を所属長を經由して当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用者」という。)に通知するとともに、旧姓使用台帳(様式第3号)にその旨を記載するものとする。	沖崎市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1
			豊見城市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の範囲)第6条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。(1)法令等によって氏名の上の氏名を使用することが定められている場合。(2)市民、他の市町村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合。ただし、専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じおそれないときは、この限りではない。	沖崎市豊見城市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
			議員の出生を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休職期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出生に係る産前産後期間は明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の出生	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
		うるま市旧姓使用取扱要綱	うるま市議会	1	2	2	1		うるま市議会会議規則										
47	##	うるま市	うるま市議会	1	2	2	1		うるま市議会会議規則										
		宮古島市議員の旧姓使用に関する要綱	宮古島市議会	1	2	2	1		宮古島市議会会議規則										
47	##	宮古島市	宮古島市議会	1	2	2	1		宮古島市議会会議規則										
		南城市議員旧姓使用取扱要綱	南城市議会	1	2	2	1		南城市議会会議規則										
47	##	南城市	南城市議会	1	2	2	1		南城市議会会議規則										
		国頭村	国頭村議会	1	2	3	2		大宜味村議会会議規則										
47	##	国頭村	国頭村議会	1	2	3	2		大宜味村議会会議規則										
		大宜味村	大宜味村議会	1	2	2	1		大宜味村議会会議規則										
47	##	大宜味村	大宜味村議会	1	2	2	1		大宜味村議会会議規則										
		東村	東村議会	1	2	2	1		東村議会会議規則										
47	##	東村	東村議会	1	2	2	1		東村議会会議規則										

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は、産前産後の就業制限の期間より短い。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
47	##	今帰仁村	4	今帰仁村議会	1	2	2	1	今帰仁村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの期間内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	4	4	4	1	4	
47	##	本部町	1	本部町議会	1	2	2	1	本部町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの期間内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
47	##	黒崎村	4	黒崎村議会	2				黒崎村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの期間内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1	2	2	2	1	3	
47	##	宜野座村	1	宜野座村議会	1	2	2	1	宜野座村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの期間内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	2	1	

都 市 区	市 区	町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問4 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問5 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
47	##	金沢町	3	金沢町議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1
47	##	伊江村	4	伊江村	1	2	3	2	2			1	1	1	1	1	1
47	##	狹谷村	4	狹谷村議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1
47	##	黒手納町	2	黒手納町議会	1	2	2	1	2			3	3	3	3	3	3
47	##	北谷町	1	沖繩県北谷町議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1
47	##	北中城村	4	北中城村議会	1	2	3	2	2			2	2	2	2	2	2
47	##	中城村	4	中城村議会	1	2	3	2	2			3	3	3	3	3	3
47	##	西原町	1	西原町議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	3
47	##	島尻原町	4	島尻原町議会	1	2	3	2	2			2	2	2	2	2	1

都 道 府 県 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間以上である。3.期間の定めはない。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間以上である。3.期間の定めはない。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問7で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
47	##	南風原町	1	南風原町議会	1	2	3	2		2				2	2	2	2	2	2
<p>南風原町職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>南風原町職員旧姓使用取扱要綱(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏名を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会生活の継続性を確保するため、南風原町職員(以下、「職員」という。)が戸籍上の氏名を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職権において引き続き使用することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用職員)</p> <p>第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。</p> <p>(旧姓使用の承認申請)</p> <p>第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の旧姓使用承認申請書は、原則として、南風原町職員服務規程(平成15年南風原町規程第9号)第4条第2項に規定する届出とともに、町長に提出しなければならない。</p> <p>(承認)</p> <p>第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の承認通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。</p> <p>(承認の取止)</p> <p>第5条 町長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行又は事務管理上支障があると認められた場合、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(旧姓使用の中止)</p> <p>第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により、旧姓の使用の中止を承認したときは、その旨を職員に通知するとともに、旧姓使用台帳に記載するものとする。</p> <p>(旧姓使用の範囲)</p> <p>第7条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、別表のとおりとする。</p> <p>(1) 法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合</p> <p>(2) 専任、他の専任村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合。ただし、専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じおそれないときは、この限りでない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町長に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成14年10月3日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行日前に戸籍上の氏名を改めた職員が、旧姓の使用を希望する場合は、平成14年11月30日までに第3条の承認申請を行うことにより、旧姓を使用できるものとする。</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>旧姓を使用できる書類の範囲の例示</p> <p>1 本人の特定、同一性の確認のためのもの</p> <p>① 職場での呼称</p> <p>② 名札、名刺</p> <p>③ 事務分享表</p> <p>④ 産前産後届</p> <p>⑤ 職員録</p> <p>⑥ 起家文書</p> <p>⑦ 各種文書における担当者氏名</p> <p>⑧ 事務引継書</p> <p>⑨ 復命書</p>																			

都 市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問4 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問5 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の期間よりも短い期間である。 2. 労働基準法65条の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他(欠席の例がない、不明等)			1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例							
	2 権利・義務に関するもの 1 出勤簿、休暇簿、休職簿(育児休業を含む) 2 各種手当の申請書(特殊勤務手当を除く) 3 週休日の振替簿 4 時間外及び休日勤務何書兼命令簿 3 その他専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じるおそれがないとき。															
47 南風原町																
47 津東教社	4															
47 津東教社	4															
47 栗園村	1	栗園村議員旧姓使用取扱要綱 この要綱は、栗園村議員(以下「職員」という。)が在職中に婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等によりその氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (宗旨) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。 (旧姓使用の届出) 第3条 職員が旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)により所属長を経由して任命権者に届けなければならない。 (承認の通知) 第4条 任命権者は、前条の届出があった場合、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。	栗園村議会	1	2	3	2			2						
47 津名草村	2															
47 津名草村	4															
47 津名草村	4															
47 伊豆原村	4															
47 伊豆原村	4															
47 伊豆原村	4															
47 八重瀬町	1	八重瀬町職員の旧姓使用に関する規定 第1条 この訓令は、八重瀬町職員(以下「職員」という。)が、婚姻、用紙縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに關して必要な事項を定めるものとする。	八重瀬町議会	3												
47 多良間村	4															
47 竹富町	1	竹富町職員の旧姓使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、竹富町職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、地方公務員法(昭和28年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。	竹富町議会	1	2	3	2			2						
47 与那国町	1	与那国町職員の旧姓使用に関する規定 第1条 この訓令は、与那国町職員が、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏を職務上使用することに關して必要な事項を定めるものとする。	与那国町議会	2												



都 道 府 市 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選じた場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。				
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳時に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 防犯カメラの設置 2. 防犯カメラの設置 3. 防犯カメラの設置 4. その他		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選じた場合、該当部分の規定を記入してください。			
47	## 浦添市	2	2	3			3	1				浦添市議会議員の旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 議員は、あらかじめ、議長に届け出て、次に掲げる事項を除き、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 籍地届 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 選挙権行使の名義 (6) 教位および教職の申請 (7) 在職証明書等各種証明 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの	令和2年12月18日 下記の意見書を関係行政機関に提出 ①議員が働きながら安心して子育てができる社会の実現を求める意見書 ②女性が政治参画しやすい社会を醸成するための実効性ある法整備及び施策等のさらなる推進を求める意見書	2
47	## 名護市	4	4	1	1		3	4				名護市議員のハラスメントの防止等に関する規則 (苦情相談への対応) 第7条 任命権者は、ハラスメントに関する苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員(以下「相談員」という。)を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。 2 次の各号に掲げる部署における相談員は、当該各号に定める部署に所属する職員(病欠休暇、産前産後休暇又は育児休業を取得している者又は休職者を除く)とする。 (1) 市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局及び産業委員会事務局総務部人事行政課 (2) 教育委員会 教育委員会総務課 (3) 消防本部 消防本部総務課 3 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、次条第1項に基づき定められる指針に十分留意しなければならない。 4 職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、地方公務員法昭和25年法律第261号(第8条第3項第3号の規定)に基づき中核職人事業委員会に苦情相談を行うことができる。		2
47	## 糸通市	4	4	3			3	4					2	
47	## 沖縄市	4	4	3			3	1				沖縄市議会議員旧姓使用取扱要綱 (沖縄市議会議員旧姓使用取扱要綱) 第4条 議長は、前条の届出があった場合において、適合適宜上又は事実上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を容認するものとする。ただし、議長が特別の必要があると認めるときは、旧姓の使用を承認しないことができる		2
47	## 豊原市	4	4	3			3	2					2	
47	## うるま市	4	4	3			3	1				うるま市議会議員の通称名称等の使用に関する規則 第2条 議員は、次に掲げる事項を除き、通称名称等を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 籍地届 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 選挙権行使の名義 (6) 教位および教職の申請 (7) 在職証明書等各種証明 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名称等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの 2 通称名称等を使用する議員は、あらかじめ議長に届けなければならない。		2
47	## 宮古島市	4	4	3			3	4					2	

都 市 区 界 限 コ ー ド 名	市 区 界 限 コ ー ド 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳時に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 防犯カメラの設置 2. 防犯カメラの設置 3. 防犯カメラの設置 4. その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
47	南城市	4	4	3		3	1			南城市議会議員の通称名等の使用取扱い規程 第1条 この訓令は、南城市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第8条第5項において使用する同令第8条第8項の規定により認定を受けた通称又は旧漢字を新漢字に改めた氏名(以下「通称名」という。)を使用すること、及び議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、又は一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	2	
47	国領村	4	3	3		3	4				2	
47	大骨味村	4	4	3		3	2				2	
47	粟村	4	4	3		3	4				2	
47	金剛に村	4	4	2		2	4				2	
47	本朝野	4	1	2		2	2				2	
47	岩瀬村	4	4	3		3	4				2	
47	佐野村	4	4	3		3	2				2	
47	金沢村	4	4	2		2	4				2	
47	伊波村	4	4	3		3	4				2	
47	佐佐木村	4	4	3		3	4				2	
47	奥平結野	4	4	2		2	4				2	
47	北谷町	2	2	1	4	男女共同参画会議との意見交換	3	4		-女性議員の開催(平成30年1月20日)、北谷町男女共同参画委員との意見交換(平成27年5月22日)	2	
47	北中城村	4	4	2		2	4				2	
47	中城村	4	2	3		3	4				2	
47	西園町	4	4	3		3	4				2	
47	鳥飼町	4	4	3		3	2				2	
47	南風原町	4	2	3		3	4			南風原町地域防災計画 ②その他所管の被害状況等の調査、対応業務に関する各担当部長への報告に関すること	1	
47	津嘉敷村	4	4	3		3	4				2	
47	産間味村	4	4	3		3	4				2	
47	産間村	4	4	2		2	4				2	
47	産名置村	4	4	1	4	会議の中で周知している	2	2			3	
47	産大妻村	4	4	3		3	4				2	
47	伊波村	4	4	2		2	4				3	
47	伊波村	4	4	2		2	4				3	
47	伊波名村	4	4	3		3	2				2	
47	八重島町	4	4	3		3	4				3	
47	八重瀬町	4	4	2		2	4				2	
47	八重瀬町	4	4	3		3	4				2	
47	八重瀬町	4	4	2		2	4				2	
47	鳥飼町	4	4	3		3	4				3	